

第4章 全体構想

第4章 全体構想

本章では、第3章で掲げた「都市づくりの目標」を実現するため、本市の骨格となる「将来都市構造」を定めます。また、この将来都市構造に基づき、土地利用、都市施設（道路・公園等）、交通、景観、自然環境、防災・防犯の各分野における具体的な「分野別の整備方針」を定め、持続可能な都市づくりを推進します。

4-1 将来都市構造

本市の将来都市構造を以下のとおり設定します。

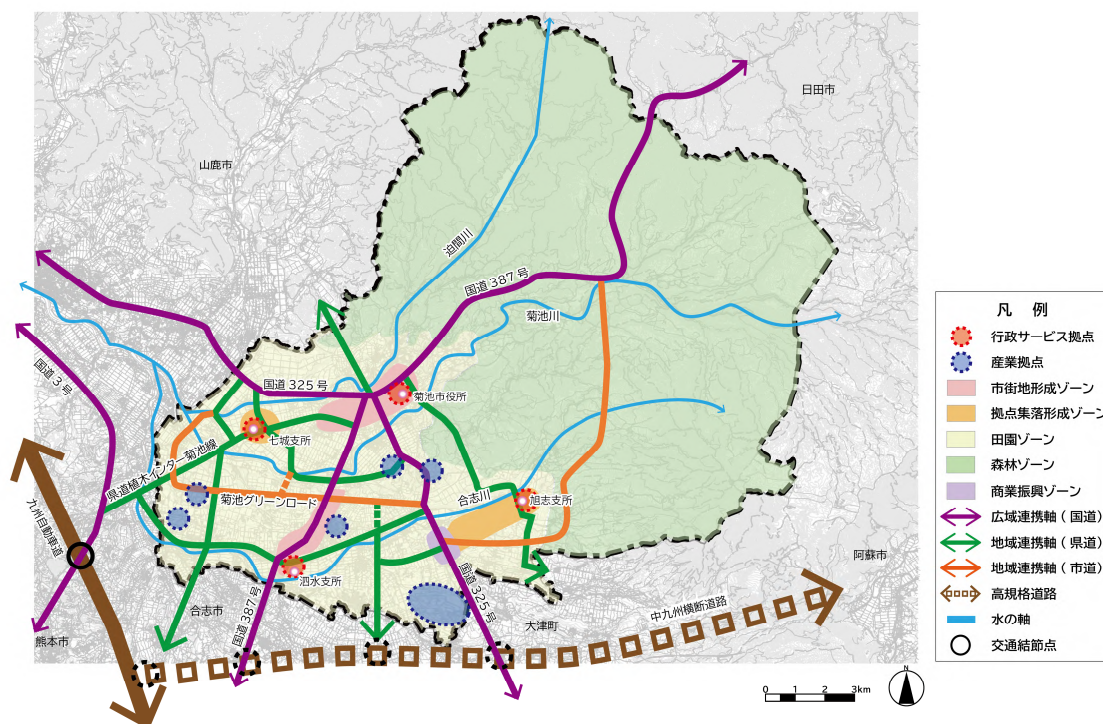


図 4-1 将来都市構造図

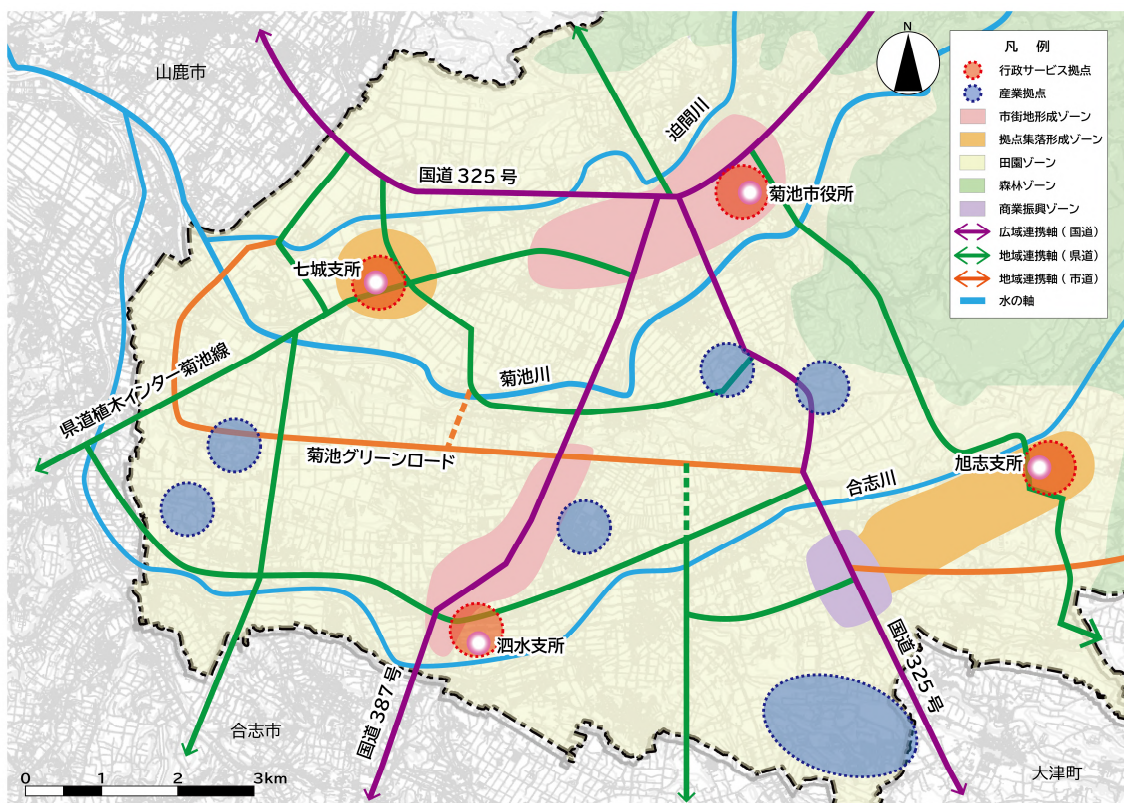




図 4-2 将来都市構造の拡大図

拠点・ゾーン・軸の位置づけは、以下の通りです。

表 4-1 拠点・ゾーン・軸の位置づけ

| 凡例 | | 位置づけ |
|----|---|---|
| 拠点 |  | 行政サービス拠点 本庁舎・支所周辺を、行政サービスを効率的に提供する拠点として、市民の暮らしに不可欠な各種公共施設が集約する「行政サービス拠点」として位置づけます。 |
| |  | 産業拠点 計画的な土地利用や周辺インフラ整備により産業の集積を図る拠点として、既存の工業団地及び現在整備中の工業団地を「産業拠点」として位置づけます。 菊池地域では、用途地域の準工業地域、菊池工業団地や森北工業団地を位置づけます。 七城地域では、林原工業団地と蘇崎工業団地を位置づけます。 旭志地域では、川辺工業団地、熊本北工業団地、菊池テクノパークを位置づけます。 泗水地域では、富の原工業団地、住吉工業団地、永工業団地、田島工業団地を位置づけます。 また、旭志地域と泗水地域に跨る県が事業を進めている県営工業団地を新たに位置づけます。 |

| 凡例 | | 位置づけ |
|-----|---|--|
| ゾーン |  | 市街地形成ゾーン 市の中心拠点として、行政、商業、医療、文化といった多様な都市機能の集積を図るため、菊池中心市街地および泗水支所周辺から国道 387 号沿道にかけてのエリアを「市街地形成ゾーン」として位置づけます。 |
| |  | 拠点集落形成ゾーン 各地域の中心として、支所や公民館、図書館、店舗など、住民の日常生活に不可欠なサービス機能の維持・確保を図る七城支所や旭志支所周辺を「拠点集落形成ゾーン」として位置づけます。 |
| |  | 田園ゾーン 本市の基幹産業である農業の振興を図る優良農地が広がるエリアについて、水田や畑などの豊かな田園環境を維持・保全し、それらと既存の集落の調和を図る「田園ゾーン」として位置づけます。 |
| |  | 森林ゾーン 水源のかん養、土砂災害の防止、生物多様性の保全など極めて重要な公益的機能を持つ市域の多くを占める森林地帯について、豊かな水源や森林などの自然環境を保全し、有効活用を図る「森林ゾーン」として位置づけます。 |
| |  | 商業振興ゾーン 土地利用のコントロールを図りながら幹線道路沿いのアクセスの良い立地特性を活かし、地域住民・来訪者の利便性などの多様なニーズに応える商業施設を集約させるエリアとして、旭志地域の国道 325 号沿道を「商業振興ゾーン」として位置づけます。 |
| 軸 |  | 広域連携軸(国道) 国道 325 号と国道 387 号は、熊本市や福岡・大分方面など、複数自治体をまたぎ、他の主要都市と本市を結ぶ最も重要な交通の幹線です。これらは、広域的な交流・物流を促進し、都市間の連携を強化する重要な幹線道路であることから、「広域連携軸(国道)」として位置づけます。 |
| |  | 広域連携軸(県道) 市内を通過する県道は、市内の主要な拠点を相互に結び、国道の広域連携軸を補完するネットワークを形成しています。これらを本市の拠点間や拠点と近隣自治体を接続し、国道を補完する幹線道路であることから「広域連携軸(県道)」として位置づけます。 |
| |  | 広域連携軸(市道) 各拠点や市内での移動を担う、市民の暮らしに最も密着した主要な市道を「広域連携軸(市道)」として位置づけます。 |
| |  | 水の軸 本市の自然環境を支える菊池川水系の主要な河川を「水の軸」として位置づけます。 菊池川流域とその支流が形成する自然環境や景観は、市のシンボルであり、豊かな水辺空間は、市民に憩いと潤いを与えるだけでなく、多様な生き物を育む貴重な場でもあります。そのため、治水対策による安全確保のみならず、歴史や文化を伝える場、レクリエーションの場としての活用も図っていきます。 |

4-2 土地利用に関する方針

本市の土地利用に関する方針を以下の通り設定します。

(1) 都市的土地利用

1) 拠点の土地利用

① 行政サービス拠点

- ・本庁舎と各支所が連携し、どの地域の住民にも公平で質の高いサービスを提供できる体制を整え、市民の安心・安全を守るための中心的な拠点としての役割を目指します。
- ・本庁舎周辺には、公民館・図書館などの文化施設、高校をはじめとして小中学校などの教育施設が立地しており、行政・文化・教育の拠点となっています。今後も行政サービスや文化教育活動の中心となる拠点として位置づけ、適切な機能の維持更新を行います。
- ・各支所は、地域住民に最も近い身近な行政サービス拠点として、機能維持を図るとともに地域コミュニティの核となる拠点づくりを行います。

② 産業拠点

- ・産業拠点では、周辺の道路網などのインフラを計画的に整備することで、雇用の創出と地域経済の活性化をけん引する役割を目指します。
- ・拠点には、周辺の環境を保全し地域の経済に資する産業を誘致します。

2) ゾーンの土地利用

① 市街地形成ゾーン

- ・市街地形成ゾーンでは、公共交通の利便性を高め、誰もが快適に暮らせる質の高い居住環境を確保します。歩いて楽しめる魅力的なまちなみ（ウォークアブルシティ）を形成し、回遊性に優れた滞在型の観光商業地としての活性化を図ります。
- ・菊池温泉街とその周辺の飲食店が立地する地区は、本市の観光拠点として重要な地区であり、温泉旅館や飲食店等の集積度の高さを生かしながら「菊池温泉リブランディング基本構想」に基づく温泉街の魅力向上の取組みを推進します。
- ・本市の賑わいの中心として、都市機能の充実を図りながら、居住の集積を積極的に促進します。
- ・立地適正化計画と連動して、商業、福祉、医療等の都市機能や居住を積極的に維持・誘導することで、安心して暮らせる、交流と賑わいを生むコンパクトで良好な市街地の形成を図ります。
- ・都市計画道路や公園緑地、上下水道等の都市施設の整備を推進するとともに、宅地開発や沿道への商業施設等の立地を促進し、居住および都市機能を誘導します。
- ・築地井手や菊池温泉などの周辺の観光資源とのネットワーク化を図り、回遊性に優れた賑わいある滞在型の観光商業地“歩きたくなるまちなかづくり（ウォークアブルシティ）”を推進します。
- ・御所通り周辺を取り囲む地区については、沿道の商業施設など一定の用途の混在を許容しつつ、幹線道路から一定の距離を隔てた周辺住宅地では、今後も建物用途の混在を防止するとともに、道路や公園などの都市基盤整備を図り、専用住宅地として、周囲の山並みや農地と調和した良好な居住環境の保全、整備に努めます。
- ・市役所本庁舎周辺の市街地形成ゾーンにおいては、特別用途地区による土地利用規制に基づき、大規模な商業施設の立地を抑制し、歴史的な雰囲気を残す魅力ある中心市街地を形成します。

- ・用途地域内において自然的土地利用がなされているエリアについては、指定された用途に応じた土地利用を誘導し、計画的な土地利用を図ります。
- ・民間活力を活用し、まちなかに居住を誘導するとともに、中心市街地の活性化施策等と連携し、ゆとりある良好な住環境を形成することで、まちなかへの人の定住を促進します。
- ・西寺地区においては、幹線道路沿道における特定用途制限地域による土地利用規制に基づき、周辺の農業環境や住環境と調和のとれた市街地形成および良好な住環境の保全を図ります。
- ・住宅や小規模な商業施設が立地する泗水地域の市街地形成ゾーンは、特定用途制限地域による土地利用規制に基づき、引き続き良好な市街地および住環境の形成を図るとともに、日常生活に密着した都市サービスを提供するゾーンとして、都市機能の集積や環境整備を図ります。
- ・富の原地区および桜山地区については、特定用途制限地域によって周辺の田園環境と調和のとれた良好な住環境を維持・保全します。
- ・国道387号沿道については、特定用途制限地域によって多くの来訪者が利用する本市の顔となる周辺の田園環境や住環境と調和のとれた沿道型サービス商業地として、日用品を中心とする商業店舗などの立地誘導を図ります。
- ・半導体関連企業の進出を契機とした本市の地域開発を促進するため、「宅地促進ゾーン」に指定した範囲および住宅開発用地として選定した候補地については、周辺の環境に配慮した市街地形成を促進します。
- ・半導体関連企業等の立地に係る移住定住対策として、関連進出企業の候補地相談、情報収集に努め、人口増につながるような住宅及び商業誘致への支援制度などにより移住・定住を促進します。加えて、子育て支援サービスの充実などにより旭志地域への移住・定住を促進します。

②拠点集落形成ゾーン

- ・拠点集落形成ゾーンでは、地域コミュニティの拠点としての役割を担うため、地域住民が安心して暮らし続けられる生活環境を保全します。また、周辺の田園ゾーンや集落との繋がりも配慮しながら集落の形成を目指します。
- ・周辺の田園環境や農業的土地利用との調和を図りながら、住環境の維持・向上による一体的な生活圏の形成に努めます。
- ・その実現にあたっては、必要に応じて特定用途制限地域、地区計画、建築協定など、地区の特性に応じた土地利用規制や建築物の形態規制の導入を検討します。
- ・旭志地域および国道325号沿道については、都市計画区域外における無秩序な開発を抑制し、周辺の農業環境や住環境と調和した発展を図るため、都市計画区域の拡大や準都市計画区域の指定、特定用途制限地域の指定など、新たな都市計画上の規制導入を検討します。
- ・空き家・空き地を有効活用した移住定住を促進するため、関係機関等と連携し、空き家バンク制度の周知を図り、登録物件の充実に努めます。
- ・空家等対策協議会を開催することで、他の行政機関や地域代表者との情報共有及び連携強化を図ります。また、問題となる空家の所有者調査等を実施し、所有者への普及啓発を行うとともに空家撤去補助事業や空家対策特別措置法に基づく措置の実施により空家問題解決に努めます。

③商業振興ゾーン

- ・商業振興ゾーンでは、周辺の住環境や田園風景との調和を図り、無秩序な市街地の拡大を防ぎながら、計画的な土地利用を誘導します。また、市民だけでなく市外からの来訪者も惹きつける魅力的な商業空間の形成を目指します。
- ・本市南部の活性化を図るため、民間事業者と連携し、周辺住民や本市来訪者へのサービスを提供する商業的な土地利用の集積を推進します。
- ・土地利用の集積に当たっては、新たな賑わいを生む場として、既存の沿道サービス施設や公共公益サービス施設を維持するとともに、周辺の住環境や農地との調和を図りながら、日用品等を中心とする商業施設をはじめとした都市機能の秩序ある立地を推進します。
- ・都市機能の誘導にあたっては、用途地域や特定用途制限地域、地区計画、建築協定などによる土地利用規制を検討するとともに、道路や水道施設等のインフラ整備を推進します。
- ・地域住民の利便性向上のため、計画的な拠点形成を図るとともに、社会情勢や周辺自治体における企業進出の動向等を踏まえ、必要に応じてゾーニング等の見直しを行います。
- ・半導体関連企業等の立地に向け、旭志地域においても県や民間事業者等との連携を強化しながら、ゾーニングに沿った誘導を支援します。また、県のくまもとサイエンスパーク推進ビジョンとも連携し、旭志地域における官民連携による宅地・商業地の開発を進めます。

(2) 自然的土地利用

1) ゾーンの土地利用

①田園ゾーン

- ・田園ゾーンでは、美しい田園風景や豊かな生態系を次世代に継承するため、農業政策と連動して、無秩序な開発を抑制します。また、流域治水やグリーンツーリズムなどを通じて、防災面や環境面における農業や農村の多面的な価値を高めていくことを目指します。
- ・優良農地や美しい農村景観の保全を図るとともに、既存集落における生活環境の維持に努め、田園環境と生活の調和を図ります。
- ・特に、農業振興地域の農用地区域に設定された優良農地については、農地と宅地の混在を抑制し、地域の重要な生産基盤として将来にわたり計画的な確保・保全に努めます。
- ・「菊池農業振興地域整備計画」に基づき、老朽化が進む農業用水利施設の計画的な更新や機能強化に取り組むとともに、地域ぐるみの維持管理体制を推進します。
- ・農道や林道については、効率的な農業振興および地域道路ネットワーク構築の観点から、計画的な整備および維持管理を行います。
- ・歴史的な雰囲気を守りつつ快適に暮らせる集落環境を形成するため、周辺の田園環境に配慮した生活道路などの基盤充実に努めます。
- ・また、農業振興と連携した定住促進策により、地域の生業や暮らし、コミュニティの維持・活性化を図ります。

②森林ゾーン

- ・森林ゾーンでは、阿蘇くじゅう国立公園に位置する菊池溪谷などの自然環境の保全を図るとともに、クリエイションの場として活用することも推進し、自然の恵みを守り育てていくことを目指します。
- ・森林の持つ多面的機能が発揮されるよう、豊かな自然環境や美しい景観を保全します。
- ・市民や来訪者が身近に自然と触れ合える癒しの場として、自然環境の保全に配慮しつつ、河川や溪谷へのアクセスを確保し、アウトドア型観光等への積極的な活用を図ります。
- ・森林ゾーンの活用にあたっては、来訪者の安全の確保および自然景観に配慮するものとし、レクリエーション施設や案内板、転落防止柵等を新たに設置する際は、周辺の山林・河川景観との調和を図ります。

4-3 都市施設に関する方針

(1) 道路の整備方針

1) 広域交通網

- ・都市間や拠点間におけるアクセス性を向上させ、円滑に自動車交通を処理するため、国・県道などの幹線道路の整備を促進し、歩行者や自転車の安全性・快適性に配慮し、ユニバーサルデザインの視点に立った誰もが安心・安全に通行できる利便性の高い道路網の形成を図ります。
- ・特に半導体関連企業の開業に伴い、従業員の通勤やサプライチェーンによる物流の影響で交通量が急激に増加し、新たな交通渋滞の発生や交通事故が多発する等の懸念される地域については、新規の道路網の整備等、交通の円滑化に努めるとともに、歩行者・自転車にとっても安心・安全な交通環境の形成を図ります。

①国道

- ・産業活動を支える物流の効率化や、観光客などの広域的な人の流れを円滑にする役割を担い、災害時の緊急輸送路としても重要であることから、安定した交通機能を確保します。
- ・市街地中心部の国道325号の4車線化や中九州横断道路および県道原植木線の開通について、関係機関と連携し早期整備を促進します。
- ・国道387号は、熊本市を結ぶ主要路線であるとともに、阿蘇地域などと連絡する広域観光軸の機能も有しており、その機能強化のあり方について、検討を進めます。

②県道

- ・山鹿市や合志市、大津町といった隣接する自治体との連携を強化し、日常生活圏や経済圏における交流を促進する上で重要な役割を担う軸を形成します。
- ・県道植木インター菊池線については、植木インターチェンジや国道3号に連絡する広域幹線道路としての機能強化を検討するとともに、自転車・歩行者通行区間の整備に向け、関係機関と連携し早期実現を促進します。

③その他主要な広域交通網

- ・その他本市の主要な市道は、地域住民の生活道路や都市内の交通を円滑にする役割を担っており、通学や買い物、通勤など日常的な交通の安全と円滑さを確保するため、国道や県道へスムーズに接続させ、都市全体の交通ネットワークの利便性を高めます。

- ・菊池グリーンロードについては、近年、大型車の通行が増加し舗装の損傷が激しいため、計画的な整備・補修を実施し、広域連携軸としての機能維持・強化を図ります。
- ・「舗装の個別施設計画」及び「道路付属施設の個別施設計画」、「橋梁長寿命化修繕計画」を基に計画的かつ効率的に整備を行います。
- ・半導体関連企業の立地や民間の住宅開発に向けた道路網の整備を促進します。また、農道・林道の整備については、国道・県道及び市道との整合を図るなど、利用しやすい交通施設の整備を行います。

2)地域交通網

- ・4地域間の相互の連絡性を高めるため、広域幹線道路との連携強化を進めるとともに、市内各地区の移動利便性を向上させる道路ネットワークの構築を図ります。
- ・「道路整備マスタープラン」等に基づき、道路の計画的な整備および維持管理・更新に取り組みます。その際、改良の必要性が高い道路や、通学路の安全対策を重点的に推進します。
- ・未整備となっている都市計画道路については、都市計画決定時からの社会情勢の変化や道路整備の必要性・実現性等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。
- ・誰もが安心・安全に移動できる環境をつくるため、ユニバーサルデザインの視点に立った道路整備を推進します。
- ・特に、中心市街地などの人が集まる地区においては、歩行者空間の質的向上を図るとともに、市全域において歩道の段差解消や自転車通行空間の確保など、安全対策の充実に努めます。

(2)公園・緑地等の整備方針

1)市民の多様なニーズに応える公園緑地の確保

- ・現在ある公園については、適切な維持管理を進め、利用者の安全の確保を図ります。また、市民ニーズの把握によって計画的な機能更新、利用促進を図ります。
- ・トイレの美装化など公園利用者が快適に利用できる環境づくりに取り組みます。
- ・市民の多様なレクリエーション需要に対応した既存公園や緑地空間などの充実を図ります。

2)身近な公園緑地の維持保全

- ・安心して子どもを育てられる環境を整え、高齢者の交流の機会を確保するため、公園や広場などの公共空間を主要な場所に集約して配置するよう努めます。
- ・市民による公園の管理を促進し、地域から愛される公園・緑地づくりを進めます。

3)歴史・文化・観光資源の活用

- ・国指定史跡「鞠智城跡」の国営公園化を目指し、関係組織と連携しながら歴史・文化資源としての周知啓発及び活用を図ります。
- ・隈府市街地内においては、ウォークアブルな空間を創出するためにまちなか景観の整備を推進します。
- ・道の駅をはじめとした各物産の施設整備や農林畜産物のブランド化を促進し、産業の振興を図ります。

4)水と緑のネットワークの形成

- ・菊池川、合志川、迫間川などの河畔において、かわまちづくりによる親水空間等の充実を図り、既存の公園や市街地内の緑との連携によって水と緑のネットワークの充実を進めます。

5)防災を考慮した公園・広場の整備

- ・災害時の防災空間としても機能する公園や広場等の適切な配置や機能更新を進めます。
- ・災害時の避難場所としては、既存公園や市内の小中学校や公民館などの公共施設を位置づけ、避難場所としての機能の適正な維持・保全に努めます。
- ・これらの避難場所と市街地を連絡する避難路となる道路について、防災機能に配慮しながら、適切な配置に努めます。

(3) その他施設の整備方針

1)公共施設の整備方針

- ・公共施設については、公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき、将来にわたって持続可能なサービスの提供を図るための施設の統合や整備を行います。
- ・支所庁舎については引き続き、適切な機能維持を行い、市民の利便性向上や施設の機能性向上を図ります。

2)上下水道の整備方針

- ・飲料水の水質に課題がある未普及地域の対応については、関係各課が連携しながら改善に向けた検討を進めます。
- ・旭志地域の水道施設については、民間事業者による宅地分譲、商業施設等の進出に備え、需要に応じた整備を順次進めていきます。
- ・快適な住環境や衛生的な生活環境を実現するため、公共下水道計画に基づき、下水道の整備を推進します。また、老朽化した処理施設については、更新事業を継続していきます。
- ・公共下水道等の整備区域から外れる地域については、引き続き公共浄化槽整備推進事業により、合併処理浄化槽の普及を促進し、良好な生活環境の創出を目指します。また、人口等社会情勢の変動に併せて、処理施設の統合検討を行います。

3)河川の整備方針

- ・菊池川本流を含め河川の水源地域である森林地域の自然環境の保全を図るとともに、浸水などの災害に備えた適切な治水対策を進めます。
- ・自然豊かな都市空間、水と緑のネットワークの形成を図りながら、川とまちづくりの調和の観点から、親水空間の整備や生態系の維持に配慮した護岸整備などを進めます。
- ・本市の自然環境や防災減災に資する河川整備を推進するとともに市民や来訪者が川に親しむことのできるかわまちづくりを進めます。
- ・菊池川や迫間川、合志川については、歴史や文化を意識し、景観に配慮した河川整備を行うとともに、計画規模に応じた整備を進めます。
- ・市民の安全性の向上を図るとともに、親水性が高く、生態系にも配慮した整備や、市民の散策ルートとなる遊歩道整備を進めます。

4-4 交通に関する方針

(1) バス路線

- ・ 中心市街地における路線バスの利用しやすさ向上のため、路線の集約・バス停の再配置を行います。
- ・ 一般路線バスは、国道や主要県道を中心に運行されています。路線、運行区間、便数などを検証し、周辺自治体と連携を図りながら、運行路線の見直しを行います。
- ・ 広域交通拠点である、阿蘇くまもと空港との連絡性を向上させるため、幹線的な移動サービス導入を行います。

(2) きくちべんりカー

- ・ きくちべんりカーについては、運行路線や運行内容の見直しにより、利便性や運行効率性の向上を図ります。

(3) きくちあいのりタクシー(予約制乗合タクシー)

- ・ 地域別の利用特性を踏まえ、きくちあいのりタクシーの利用案内や利用体験会等の実施による利用方法の情報提供や、運行地域や運行時間帯の見直し、利用者が固定的な地域は路線バス型の運行への変更等により、利便性向上を図ります。
- ・ 地域別の利用特性や運行形態の見直し等を踏まえ、きくちあいのりタクシーの利便性向上および運行事業者の負担軽減のため、ITを活用した運行システムの導入を検討します。

(4) 新たな交通サービス

- ・ 既存の公共交通で対応できていない地域内の小規模な移動ニーズに対応するため、福祉部局や地域コミュニティ組織と連携し、地域住民等をドライバーとする新たな地域内移動サービスの仕組みを構築することで、地域の自立的な運行サービスの実現を図ります。
- ・ 公共交通を補完する移動サービスとして、観光来訪者等に向けたまちなか周遊の促進に必要なシェアサイクル・電動キックボード等のパーソナルモビリティのシェアリングサービスの導入を検討します。

4-5 景観に関する方針

(1) 自然的景観

- ・ 菊池渓谷に代表される豊かな自然は貴重な資産であり、将来にわたって豊かな自然環境が維持されるよう景観保全に努めます。
- ・ 河川・水路を美しく保ち、魅力ある景観の創出を図るとともに、河川・渓谷へのアクセスを確保するなど、自然にふれられる癒しの場所づくりを進め、観光、レクリエーションの場としての活用を促進します。
- ・ 低未利用地等においては居住の誘導や休憩スペースの確保、緑化の推進等、土地の有効活用を図ります。
- ・ 菊池公園周辺の樹林地から、背後の阿蘇外輪山や北部地域へ続く山々は、市街地の景観を構成する重要な要素であるため、積極的に保全します。また、郊外部の里山の風景等についても、自然と暮らしが調和した景観の維持・継承に努めます。
- ・ さらに、市街地内における築地井手の復元、整備による水辺景観の形成や、公共空間の緑地と民地の生垣などの公民の空間が一体となった緑の景観形成を図ります。

(2) 歴史・文化的景観

- ・正観寺参道の緑地空間や築地井手、菊池温泉などの地域資源を有効活用し、隣接する菊池公園や他のエリアの観光資源とネットワーク化を図ることで、地域の魅力向上に努めます。
- ・居住及び都市機能の誘導にあたっては、既存のゆとりある空間や眺望が確保されるよう、敷地利用や建物配置の工夫や敷地内緑化の促進、景観に配慮した屋外広告物の誘導等、周辺と調和のとれたまちなみの形成を図ります。
- ・まちなかの賑わい創出に向けて、空き店舗や空きスペース、空き時間を活用したチャレンジショップ等、既存ストックの活用を推進します。
- ・御所通りなどの歴史的街並みや、菊池温泉街といった個性的な資源を有する中心市街地においては、その街並みを保全しつつ、低未利用地を活用した駐車場の確保や緑化、築地井手の復元などによる水辺環境整備、歩車共存型の交通環境の充実などを進め、魅力的な中心市街地の形成を目指します。
- ・国史跡「菊池氏遺跡」の保存、整備を行い、本市の重要な歴史・文化資源としての活用を図ります。
- ・市民・行政・事業者が連携し、市全体の景観形成を進めるため、景観計画の改定も見据えた「景観まちづくり」を推進します。

4-6 自然環境に関する方針

(1) 環境保全

- ・日々の暮らしを支え、あらゆる社会経済活動を営むにあたり欠くことのできない社会基盤の一つである地下水を保全するため、質・量両面にわたる取組を推進します。
- ・大規模開発や造成工事では、「菊池市環境基本条例」に基づき、地下水の保全や雨水の浸透などの観点から、事業者に対し指導を行います。
- ・本市の豊かな自然環境を保全するため、環境に影響を及ぼすおそれのある無秩序な開発行為等の未然防止に努めます。
- ・動植物の生息地の確保や、都市気象の緩和などに寄与する自然環境として、菊池公園周辺の樹林地から、阿蘇方面や日田方面へ続く森林及び菊池川や迫間川、合志川などの河川空間や平野部に位置するまとまった緑地空間を位置づけ、その保全を図ります。
- ・まとまった優良農地等は、食料生産のみならず、洪水防止、地下水かん養、緑地空間、景観構成要素としての機能を有しているため、その保全に努めます。
- ・関係機関と連携を図りながら、有害鳥獣の捕獲及び侵入防止柵の設置を推進することで、農地・森林の荒廃の防止に努めます。

(2) レクリエーション

- ・菊池溪谷をはじめとする豊かな自然については、誰もが自然に触れ、憩い、交流できる場所としての活用を促進し、その機会の創出に努めます。
- ・竜門ダム周辺地域については、水辺や周辺環境の利活用を進めることで、観光交流人口の拡大による地域の活性化を図ります。
- ・市民の日常的なレクリエーション活動や観光客の行楽など、主に「利用」を目的とした緑地として、菊池公園や孔子公園、市民広場、菊池川や迫間川の水辺空間を位置づけ、その整備・保全に努めます。
- ・中心市街地内の緑化や休憩スペースの確保による「森の中のまちづくり」や「日本一の桜の里づくり」、「日本一のホテル王国づくり」などの地域の独自資源を活かした親しまれる取組を促進します。

(3) 防災

- ・関係機関と連携を図りながら、自然に配慮した計画的な治山治水事業を促進します。
- ・林地開発に対しては、防災を考慮した伐採や造林、関係住民の合意取得や環境影響に対する配慮をするよう指導し、森林環境に影響を及ぼすおそれのある開発行為等の未然防止を図ります。

(4) 脱炭素・循環型社会に向けた取組

- ・2050年カーボンニュートラルの実現のため、市、市民、事業者共同による温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進します。
- ・本市の現状に即した再生可能エネルギーの導入に関する情報収集と調査研究を行い、官民連携により有効な方策を推進するとともに、市が所有する施設の再生可能エネルギー等への転換を目指します。

(5) 地域に特有な地形の保全

- ・阿蘇山の溶岩が堆積した高原や台地、水の流れにより開析された深い渓谷等は本市の特徴的な地形であり、保全に努めます。

(6) 林業担い手の確保・育成

- ・「菊池市森林整備計画」に基づき、森林環境譲与税を活用しながら、伐採跡地の再造林や間伐等の森林・竹林整備を推進するとともに、優良な木材の生産や収益の向上を図ることで、林業従事者の所得向上や労働環境の改善などによる担い手の確保・育成に努めます。

4-7 安心・安全に関する方針

(1) 都市防災に関する方針

1) 土地利用の適切な規制と誘導

- ・土砂災害や浸水等の災害リスクの高い区域については、開発行為や居住の抑制を図るとともに、安全な場所への居住誘導を促進します。
- ・防災を視野に入れた土地利用や、建築基準法の規制により、災害発生の未然防止や被災時の被害軽減に努めます。
- ・立地適正化計画等との連携により、防災指針に示す防災・減災の取組を進めるとともに災害に強く持続可能な都市構造の形成を目指します。
- ・大規模災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にするため、平時から復興の手順やまちづくりの方向性を定めておく「事前復興まちづくり計画」の策定に向けた検討を進めます。

2) 火災への対応強化

- ・避難・延焼遮断空間の確保のため、道路・公園等の利活用を促進します。
- ・火災時の延焼防止のため、不良住宅・特定空家等の除却を推進するとともに、消防水利が不足している地域に防火水槽の整備を検討します。
- ・学校・社会教育施設・社会体育施設の防火設備や防火水槽としてのプールについては、適切な維持管理を促進します。
- ・消防車など緊急車両の進入が困難な細街路の多い市街地では、建物の更新に併せた道路幅員の確保や敷地内の緑化などを推進します。

3)風水害の未然防止

- ・浸水被害の多い河川や市街地近隣を流れる河川において、堤防や排水機場の整備などのハード対策を着実に推進するとともに、流域全体で被害軽減を図る「流域治水」の取り組みを推進します。
- ・雨水対策として側溝や排水路、都市下水路などを整備し、市街地の浸水防止に努めます。
- ・国・県と連携し、治山・砂防事業（砂防ダム、土砂崩壊防止柵など）による危険箇所の改修を進めるとともに、風水害や土砂災害から身を守るための迅速な情報発信に努めます。
- ・台風などの強風による被害を防ぐため、建築物の耐風性能の確保を促進するとともに、街路樹や電柱の倒壊防止、看板や標識などの落下防止対策により、二次的被害の防止に努めます。

4)地震災害への対応強化

- ・地震災害に備えるため、住宅や公共施設、不特定多数の利用が想定される建築物（店舗・旅館等）や緊急輸送道路沿いの建築物について、補助や啓発活動、相談対応等を通じて耐震化を促進します。
- ・「菊池市地震防災マップ」による各地区の揺れの大きさ、建物被害の可能性などの周知を図るとともに、日頃からの地震への備え等を市民に呼びかけます。

5)避難地・避難路の確保、避難体制の確立

- ・災害時等の交通寸断を防ぎ円滑な救援活動を行うため、各地域をつなぐ強靱な道路ネットワークの構築や、密集市街地における道路空間の確保、および主要道路沿道の耐震化を促進し、道路の防災機能向上に取り組みます。
- ・災害時は、身体の安全確保のために、小・中学校、運動場、公園などを中心とした避難場所を設置するとともに、災害時に避難や延焼を防ぐための道路や公園等の利活用を行うことで、避難経路の整備と、避難者の安全確保に努めます。
- ・避難所（公民館、学校等）として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を進めるとともに、高齢者や障がい者など誰もが安心して利用できるよう、ライフライン（井戸・非常用電源・トイレ等）の整備やバリアフリー化を推進します。
- ・地域住民との連携による自主防災組織の構築支援や、市民参加型の総合防災訓練を実施することで、災害に備えた強固な防災体制の確立を図ります。

6)情報提供や防災施設・設備の充実

- ・防災行政無線の整備、防災・行政ナビの普及による防災情報提供の充実及び自主防災組織の育成、防災士の活用による地域防災力の向上を図ります。
- ・外国人住民等に対する災害時の支援体制を強化するため、防災・行政ナビの多言語機能や翻訳機の活用、民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などの体制構築を進めます。
- ・「菊池市防災マップ」の周知徹底や、防災意識を高める取組の充実を図り、市民一人ひとりの自助・共助意識の醸成に努めます。
- ・水防施設、防災資機材、気象観測施設などの充実を図ります。

(2) 防犯・事故防止に関する方針

- ・ 市民や関係機関と連携し、登下校時の見守りや防犯パトロール活動を実施し、犯罪を未然に防止し、子どもたちが安心して歩行できる地域環境づくりに努めます。
- ・ 本庁や支所、各地域の小学校周辺において、子どもたちをはじめとした歩行者が安全・安心に移動できる歩行空間の確保を図ります。
- ・ 安心・安全な道路環境の構築に向け、防犯灯の整備補助や防犯カメラの設置などの防犯・交通安全施設の計画的な整備・更新に努めます。